# 流開センターニュース

第210号

平成29(2017)年3月

### contents

GS1QRコードで製品安全情報を提供 P.02~03

JANコード、集合包装用商品コードの設定に関する新ガイドラインを公開…p.04~05

非常時の物資供給におけるGS1標準利用の可能性…p.06~07

医療機器等のUDI対応バーコード表示ガイドを発行…P.08~09

GS1Japanパートナー会員制度2016年度活動報告・・・P.10

流通BMS協議会 東京・大阪でセミナーを開催 P.11

入門講座ご案内…12



# GS1QRコードで製品安全情報を提供

### 一栄工業を皮切りに燕三条金物産地の取り組みが始まる

新潟県の三条市と燕市にまたがる地域は、全国有数の金属加工産地である。この地域で、GS1QRコードをスマホで読み取ることで取扱説明書(以下、取説)の閲覧やリコール・使用期限到来などの製品安全に関する情報を提供する取り組みが始まろうとしている。

三条金物卸商協同組合が 2015 年から汎用的な QR コードで実験を重ねてきたが、2016 年 8 月に TDN インターナショナル(株)からリリースされた GS1QR を利用するサービス「scodt (すこどっと)」を利用して、今年の3月から獣捕獲器メーカーの(旬栄工業(燕市)が実用化を開始した。

### ●一般向け販売増で取説を作成

栄工業は1986年の創業で、主に ネズミなどの小動物を捕獲する道具 の製造からスタートした。その後有 害獣が全国的に増えるに従って中 型、大型へと拡大、今ではネズミか らツキノワグマまで捕獲できる道具 を揃えている。

動物を捕獲する道具は従来、プロ の猟師や駆除業者が使うもので、取 扱説明の必要性を感じなかった。

ところが、10年ほど前からハクビシンやアライグマなどの被害が増えて有害獣に認定されると、自治体などが駆除に動くようになどに駆除に動くとも猟友会や農協などに駆除なかるとが多く特に問題はない、最近は一般の知識のなり、販売ルートも、が使うようになり、医Cでの売り上げがほとんどを占めるようになった。

一般の人が使うようになると、「開け方がよく分からない」、「どんなえさで動物を誘導したらよいか分からない」といった問い合わせを電話でよく受けるようになり、それだけで時間が過ぎてしまうようになった。そこで、すべての製品に取説を付ける取り組みを開始した。

「最初は、例えば取説に書く部位の名前を全部つけるところからスタートし、これが製品を見直すきっかけにもなった。使い方も社員で全部ーから組み立ててみて、使う人がどうすれば一番使いやすく、セットできるだろうかということを何時間もかけて話し合い、やっと今の良い形が出来上がった。今でも毎月1回、



栄工業 山村社長

PLアドバイザーと社員が一緒になって勉強会を開催している」(栄工業社長 山村則子氏)。

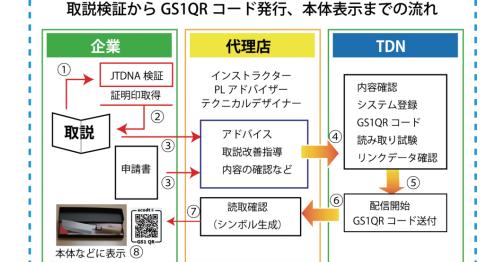
### ● GS1QR コードへの取り組み

捕獲器を外で設置する場合でもスマホで取説の内容が確認できるよう、QRコードを付けることにした。しかも「普通のQRコードだとネット通販のサイトやメーカーのネット販売のサイトに飛んでそこで価格が比較され、ネットで商品を買われてしまうことにもなりかねない。GS1QRコードは取説情報しか見られないので、お店にとってもプラスになる」(山村社長)と考えてscodtのGS1QRコードを使うことにした。

GS1QR コードは当面、ホームセンターとネットで販売する 7 アイテムを対象に、2017 年 2 月生産分から全ての製品にタグを付けていく。 取説の検証から GS1QR コードの

取就の快証から GSTQR コート表示までの流れを図に示す。

取説は、「消費者視点の取説」の 普及啓発活動を行っている NPO 法 人 日本テクニカルデザイナーズ協 会(JTDNA)が実施している第三 者検証合格を証明するコード(証明



### 印)を利用する。

その PDF データと GTIN などを 記載した scodt 登録申請書を TDN 社の代理店に送り込み、その後、 TDN 社が内容を確認した上でデー タベース(DB)に登録する。scodt DB に登録すると、GS1QR コード (GTIN +取説の証明印番号+ scodt DBの URL) を代理店経由で申し込 み事業者に通知する。それを正規の GS1QR シンボル生成ソフトと専用 のベクトルデータテンプレート使用 を許可された印刷会社などに依頼し て GS1QR シンボルを生成、製品の 使用状況に合わせた方法で本体やパ ッケージに表示する。

検証や scodt DB への情報送り込 みは JTDNA の PL アドバイザーな どの資格取得者を複数有する代理店 が行っており、三条地区では後述の ナガオカ.リコーと馬場長金物の2 社が行っている。この2社では取 説の検証業務を卸売商の業務のひと つとして捉えている。

栄工業では、写真のように、製品 の特性上、銘板を貼る場所がないた め、金属プレートに自社ブランドと GS1QR を表示している。scodt で は、リコールや使用期限到来を通知 するための登録を毎年更新するの で、その都度 GS1QR シンボルが変 わる。そこで、シールにロスが発生 しないよう、必要な分だけ印刷する ようにした。

ユーザは製品購入後、最初に scodt の無料アプリをダウンロード して GS1QR コードを読み取り、取 説が読めるかどうかを確認すること を取説で誘導している。これにより アクセスしたモバイル機器のシリア ル番号が個人情報の代替として GTIN に紐づけて記録される。いわ ゆる製品ユーザー情報が自動認識で 蓄積されることになり、この情報が 後にリコールや使用期限到来通知を 可能にしている。

取説にアプリの普及と利用促進の ためのアクションを組み入れている 点が scodt の大きな特徴となってい る。

### ●三条金物卸商組合の取り組み

174 社が加盟する三条金物卸商協 同組合は、地場製品を取り扱う産地 問屋から、全国の商品を取り扱う集 散地問屋へと発展してきたが、今後 は国内マーケットだけでなく、海外 にも積極的に販売していくことを考 えている。

特に現在は、海外で三条の刃物が 注目されており、刃物メーカーはど こも生産が間に合わないほどのブー ムになっているという。「ただ、ス ポット的な注文が多く、ブームはい





長岡理事長

馬場副理事長

つまで続くか分からないので今のう ちに間口を広げておきたい」(理事 長の長岡信治㈱ナガオカ.リコー社 長)。そのためには、「三条の伝統あ る技術を書面できちんと伝え、 GS1QR でどこでも多言語対応の取 説が見られるようにしていきたい。 さらに、TDN 社と 1WorldSync が 連携し、B2B商品情報クラウドサ ービスを展開するので、海外に市場 を拡大する産業のコアとなり、後継 者を育てて技術も残したい」(長岡 氏)。

この取り組みは組合の若手が中心 になっているが、その一人である馬 場眞樹副理事長(馬場長金物㈱社長) は「当社が販売する土農工具は勝手 を知っている人が使うということで 取説は必要なかったが、ネットや量 販店で売るようになった今は逆に取 説がないものを売るのが怖い」とい う。

産地でそういう意識を持っている 企業はまだほんの一部だというが、 「我々若手メンバーの中では東京オ リンピックがひとつの目標になって いるので、その頃には製品にこの QR コードを付けてどこでもスマホ で取説の内容を確認できるようにし たい」(馬場氏)。

三条、燕の両市では3月15日に 本件の合同記者会見を(公財)燕三 条地場産業振興センターで行う予定 であり、これから産地を挙げて積極 的に取り組むこととしている。

(広報室)





栄工業の中型動物用捕獲器に取り付けられたGS1QRコード。 scodt の無料アプリをダウンロードしたスマホで読み取ると取説情報が閲覧できる

# JAN コード、集合包装用商品コードの設定に関する新ガイドラインを公開

# - GTIN 設定ルールを整理し、GTIN アロケーションガイドラインを改訂-

当センターは、今年2月に「GTIN設定ガイドライン」(以下、本ガイドライン)を発行し、ウェブサイトに公開した。本ガイドラインは、JANコードや集合包装用商品コードなどのGS1標準の商品識別コード(GTIN)の設定や変更の基準についてまとめたもので、当センターが2006年より公開してきたGTINアロケーションガイドライン(以下、旧ガイドライン)の改訂版にあたる。



新ガイドライン表紙

### ●改訂後も基本的なルールは従来通 n

今回のガイドライン改訂は、 2016年にGTIN設定ルールの国際標準の再整理・見直しが行われ、6 月に新ルールが公開されたことを受けて行われた。

日本版のガイドライン作成にあたっては、GTIN 設定ルールの原文「GTIN Management Standard」 に準拠しつつ、より参照しやすいように、GTIN に関する基本的な情報や例示を追加している。

新旧ガイドラインは、文書構成など見た目は大幅に変わっているが、GTIN 設定ルールの基本的な内容が変わったわけではない。

ただし、一部ルールの整理・統合 に伴い、旧ガイドラインから変更に なった点や、旧ガイドラインには記 載がなかった内容が追加されている ため、注意が必要である。

### ●新旧ガイドラインの違い

# ①「新しい GTIN の設定が必要になる場合」に焦点を当てて整理

旧ガイドラインは、商品に変更を加えた際に、従来品の GTIN を変更して新しい GTIN を設定する場合と、GTIN を変更しない場合とを並べて記載してあり、これが混乱を招く可能性があった。

新ルールは、「新しい GTIN を設定する場合」に焦点を当てて整理し、図表 1 に示すように「新しいGTIN の設定が必要になる 10 の基準」としてまとめている。

### ②一部の混在したルールを統一

旧ガイドラインでは、「販促のために期間限定で包装(パッケージ)

を変更したり、または景品・試供品を付けたりした場合」の、集合包装の GTIN のルールにおいて、「変更なし」「併売する場合は新しい GTIN を設定」「新しい GTIN を設定」の3つが混在していた。

新ガイドラインでは、これを「集合包装には新しい GTIN を設定」に統一している(図表 2)。

### ③商品流通のグローバル化を踏まえ て国際標準ルールを全て記載

旧ガイドライン作成時は、日本国内のビジネスで適用する場面があまり想定されないルールの記載を省略したが、今回の改訂にあたっては、輸出入の増加など、日本企業がビジネスを行う環境のグローバル化の進展、今後の拡大を考慮し、原文の国際標準のルールを全て記載した。具体的には、図表1の基準1の一部動例と、基準5、基準10の記載が追加された。

図表1 新しいGTINの設定が必要になる10の基準

|       |   |     | 内容  | 単品、最小<br>取引単位 | 集合包装        |
|-------|---|-----|---|---------------|-------------|
| 新商品   |   | 1.  | 新商品を発売した場合                                    | 新しい<br>GTIN   | 新しい<br>GTIN |
| 商品の変更 | - | 2.  | 商品表示の変更をともなう成分・機能を変更した場合                      | 新しい<br>GTIN   | 新しい<br>GTIN |
|       |   | 3.  | 商品表示の変更をともなう正味内容量を変更した場合                      | 新しい<br>GTIN   | 新しい<br>GTIN |
|       |   | 4.  | 包装の外寸、または総重量の 20%以上を変更した場合<br>* 正味内容量の変更はなし   | 新しい<br>GTIN   | 新しい<br>GTIN |
|       |   | 5.  | 認証マークを追加、または削除した場合                            | 新しい<br>GTIN   | 新しい<br>GTIN |
|       |   | 6.  | ブランドを変更した場合                                   | 新しい<br>GTIN   | 新しい<br>GTIN |
|       |   | 7.  | 販促のために期間限定で包装を変更、または景品・試供<br>品を付けた場合          | 変更<br>なし      | 新しい<br>GTIN |
|       |   | 8.  | 集合包装の入数を変更した場合                                | 変更<br>なし      | 新しい<br>GTIN |
|       |   | 9.  | セット商品や詰め合わせ商品の中身を変更した場合                       | 新しい<br>GTIN   | 新しい<br>GTIN |
|       |   | 10. | 商品本体に表示された価格を変更した場合<br>*国内ではほぼ適用ない、一部の輸出の場合のみ | 新しい<br>GTIN   | 新しい<br>GTIN |

#### 図表2 新ガイドラインで統一されたルール

● 販促のために期間限定で包装を変更、または景品・試供品を付けた場合

|               | 旧ガイドライン  | 新ガイドライン |
|---------------|--|---------|
| 単品のGTIN       | 変更なし   | 変更なし    |
| 集合包装の<br>GTIN | <ul><li>・変更なし</li><li>・併売する場合は新しいGTIN</li><li>・新しいGTIN</li></ul> | 新しいGTIN |

図表3 1つの取引単位に対して1つのGTINを設定する



# ●新ガイドラインで GTIN 設定ルールの再確認を!

GTIN 設定ルールは、商品識別コード運用の基本となる重要なルールである。すでに JAN コードや集合包装用商品コードを商品に設定し管理されている事業者の皆様にも、今回のガイドライン改訂を機に、GTIN 設定ルールをぜひ再度確認いただきたい。

### ①基本原則は「1 つの取引単位に対 して1つの GTIN」を設定

味や内容量やサイズが異なるなど、別々の商品と見なされるものや、ある商品の単品とケース単位のように取引単位として異なるものには、必ず異なる GTIN を設定する(図

表 3)。

また、1 つの取引単位(例えばケース単位)に対して 2 つ以上の GTIN を設定することはできない。

- ②商品に次のような変更を加えた場合には、「従来品の GTIN を変更し、新しい GTIN を設定する」
- 1)消費者や取引先に従来品との違いを知らせる必要がある変更を行った場合
- 2) 規則や法令等により、消費者や取引先に従来品との違いを知らせる必要がある変更を行った場合
- 3) 商品の出荷、保管、入荷方法等、 サプライチェーン上での取扱い を変える必要がある変更を行っ た場合

③単品、最小取引単位の GTIN を変更したら、その商品の集合包装の GTIN も必ず変更する

### ●ケース販売する場合は GTIN の設 定とバーコード表示に注意が必要

段ボールケース単位などの集合包装には、中の単品のJANコード(GTIN-13)を基にした集合包装用商品コード(GTIN-14)を設定し、ITFシンボル表示する例が、国内では一般的である。

このような商品をケース販売する 場合には、POSで読取りできるよう に JAN コード(GTIN-13)を設定し JAN シンボル表示することが必要だ が、それだけでは不十分である。

ケース用のITF シンボルには、このケース販売用に設定した GTIN-13 の先頭に 0 を付けた 14 桁の数字を表示する(従来の GTIN-14 の ITF シンボルから切り替える)必要がある(図表 4)。これは、「1 つの取引単位に対して 1 つの GTIN を設定する」という基本原則からきている。

ケース販売が広く行われている飲料などの分野では、おおむね正しく運用されているが、その他の商品カテゴリでは GTIN-14 の ITF シンボル表示がそのまま残っている誤った表示例も見受けられる。

近年は、インターネット販売におけるまとめ買い需要への対応など、必ずしも単品でない販売形態が増える傾向にあるため、ケース単位へのGTIN設定には注意が必要である。

(グロサリー業界グループ 清水)

図表4 GTIN-14を設定した集合包装をケース販売する場合は、ITFシンボル表示しているGTINも変更



# 非常時の物資供給における GS1 標準利用の可能性

ーヨルダンの難民キャンプにおける GS1 本部の調査レポートからー

人道支援活動に GS1 識別コード を利用する検討が始まっている。

2016 年 10 月末に東京で Global Supply Chain Initiative For Pandemic Preparedness & Response (パンデミックへの備えと対応のための世界的供給網)の会議が開催されたが、GS1 はこの会議に参加し、関係者に対して GS1 標準の理解を促し、GS1 標準の利用の可能性を広げる活動を行っている。

GS1 は、国連の難民キャンプにおける人道支援物資の供給活動に関連する会議にも参加している。難とキャンプにおいて GS1 標準が支援活動にないか、GS1 標準が支援活動に立てられないかといった議論に立てられないかといった議論がある。会議参加のみで接着を促し、GS1 標準利用のみで難対ないる。今回はいるのような場面で GS1 標準列せの調査レポートを元に、GS1 標準効性のような場面で GS1 標準列の有用性を見出しているかについるもしたい。

#### ●ヨルダンの難民キャンプの事例

中東における難民の人口は爆発的に増えている。シリアの情勢が不安定で、多くの人がヨーロッパ・近隣諸国に流出しているからである。難民の一部は、国連の支援のもと国境付近に難民キャンプをつくり生活している。その1つであるヨルダンにあるザアタリ(Zaatari)・キャンプは、8万1000人ほどの難民が暮らすヨルダン最大の難民キャンプ地になっている。

難民は、難民キャンプに入るとまず、目の虹彩の写真を撮ることで個 人認証を行い、UNHCR(国連難民



スーパーマーケット







スーパーの店内と販売されている商品

高等弁務官事務所)が管理するデータベースに登録される仕組みになっている。同時にファミリーブックを作り、家族は、子供を含めて一元管理されるようになっている。家族には、ファミリーブックと同じ番号のファミリーカードにはバーコードがついている。このファミリーブックを使いUNHCRは、難民管理を行い、

現金支給を含む様々な支援に役立て ている。

難民に支給された支援金は、難民キャンプの設置されたATMより引き出すことが可能である。ATMには、認証番号だけでなく、目の虹彩をも同時にスキャンできる特殊な装置がついて個人を特定できるようになっている。難民は、支給された現金を使い、キャンプに2つあ



ザルカ物流倉庫



倉庫の内部

るスーパーマーケットで買い物をす ることが可能である。

店内にある商品には、GS1 標準バ ーコード(日本でいう JAN シンボル) がついており、食料品だけでなく非 食料品も含めて POS の利用が可能 である。さらに食料品については、 現金だけでなく WFP が提供するク ーポンでも買い物ができるようにな っている。ここで見られるように難 民キャンプにおいても GS1 標準バ ーコードは、商品識別の重要なツー ルになっている。

### ●流通倉庫における GS1 標準利用 の可能性

新しい物流倉庫がヨルダンのザル カ(Zarqua)地区に作られたが、 この地域のスーパーマーケット等に 物資を円滑に供給するには、大きな 課題も抱えている。この物流倉庫の 規模は非常に大きく1万2700平方 メートルあり、100万アイテムを貯 蓄できる巨大設備になっている。1 日あたり 25 台ものコンテナがいろ いろな地域から来て、世界規模での 物流の監視が求められている。

しかしながら物流センターでの物 流管理は、標準識別コードを使用し ておらず、人手による煩雑な作業を 伴っている。以下物流にお けるオペレーションの流れ を説明する。

ヨルダンのアクーバ (aguba) 港に積荷が到着すると、 港にいる職員は、倉庫に出 荷することをeメールで連 絡する。この出荷には、オ ーダ番号を使用している。 その後、商品は倉庫に到着 することになるが、倉庫が 広いので、13個もあるドッ クのどこに到着するか分か らない。積荷が倉庫に到着 して商品が降ろされると、 UNHCRの職員がeメール のオーダ番号を頼りに、到

着した積荷をチェックする。

そのチェックは、積荷の数、オー ダ番号、到着地のみである。そのあ と人手で商品数量を確認することに なり、その商品を在庫管理システム に入力している。前述したが、倉庫 が広く、取扱品目も多いので、多く の人力による手間がかかっている。

もし GS1 標準を使えば、物流オ ペレーションにおいて、目に見える 作業の効率化が図れるのではないか と期待される。たとえば、パレット に GRAI(リターナブル資産識別番 号) をつけ、物流ラベルに SSCC(シ

リアル・シッピング・コンテナ・コ ード)をつければ、商品のバーコー ドと紐付けすることで、入荷チェッ クの手間を大幅に削減できることに なるわけである。さらに RFID (電 子タグ)を使えば、より早く入荷チ ェックができることになるので、商 品数量を数える手間を著しく削減で きることになる可能性があるはずで ある。

GS1 標準は、通常時のサプライ チェーンの輸送における効率化に有 効なだけでなく、このように難民キ ャンプにおける支援物資の輸送や、 世界的に流行する恐れのある伝染病 に備えた物資輸送の面においても有 効だと考えられている、そのため上 述のような会議の参加者だけでな く、多くの有識者の中で、有事や非 常時において、GS1標準利用の可 能性や有効性が議論されている。そ の理由は、GS1標準が、サプライ チェーンにおいて広く使われている 現実性のある物品の認識手段であ り、その識別性が世界的にユニーク であることに他ならない。今後、こ ういった人道支援活動の話し合いが 深まるにつれて、非常時においても GS1 標準が使われるようになって いくものと期待している。

(アパレル・T&L業界グループ 真間)



UNHCRの荷物 この状態だと中味は確認できない



現行の流通ラベル

# 医療機器等の UDI 対応バーコード表示ガイドを発行

### ● UDI をとりまく状況

UDIとは、Unique Device Identification の略である。世界 7 ヵ国の規制当局が参加して設立されたIMDRF(国際医療機器規制当局フォーラム)によれば、UDIは世界的に認められた機器識別およびコード設定標準を用いて生成された数字または英数字の組合せであり、これにより、市場において特定の医療機器を明確に識別することを可能とするものと定義されている。医療機器のUDIについては、近年、世界的にその注目が高まっている。

IMDRF は、2013 年に「UDI ガイダンス 医療機器の UDI」を発行した。このガイダンスには、世界的に整合のとれた UDI により、

- ・特にリコールなどの市場安全是正 措置発生時のトレーサビリティの 確保
- ・物流および使用現場における機器 の適切な識別

などを促進することで、患者安全の 向上や患者ケアの最適化が期待され ると記載されている。

世界的な整合性が重視される中、 米国 FDA は、2013 年に UDI 規則 を公表した。この UDI 規則により、 UDI のためのコード設定、UDI キャ リアの表示、機器製造情報のデータ ベース登録などが義務化された。ま た同規則に定められた要件を満たす UDI 発行機関の一つとして、GS1 が FDA の認定を受けている。

EU においても、2017年中に UDI 規則が公表されるとともに、 GS1 標準も採用される見込みとなっており、UDI の法制化は世界的に 大きな流れとなっている。

### ●日本のこれまでの取組み

日本ではこうした動きに先駆けて、医療機器等への GS1 標準バーコードの表示を進めてきた。当初、業界団体の自主的な取り組みとして開始されたバーコード表示は、2008 年に厚生労働省課長通知「医療機器等への標準コード付与(バーコード表示)の実施要項」として公的に定められた。2016 年 9 月の調査結果によれば、医療機器の販売包装単位(中箱・外箱)に対するバーコード表示率は、すでに約95%となっている。

### ● GS1 標準と日本の標準

前述のとおり、日本ではかなり早くから GS1 標準を採用した。このこともあり、現在の GS1 標準と日本で使用されている標準には、若干ながら差異が生じている。

これまでは、輸入製品にバーコードが表示されることも、輸出の際にバーコードの表示が義務付けられることも多くなかった。したがって、バーコードを表示する側も、バーコードを読み取る側も、日本で使用される標準のみに対応すれば十分であった。

しかし、世界的に UDI に関する 法制化が進められていることを踏ま えれば、

①輸出製品に、輸出相手先の規制に合わせたバーコードを表示すること②輸入製品に表示されたバーコードを読み取る環境を整備することが、今後、より一層重要となる。

#### ●新ガイドの発行

こうした情勢を踏まえ、当センタ



新しいガイドの表紙

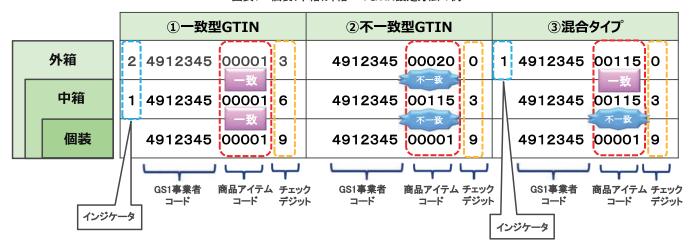
ーでは新たに「医療機器等のためのUDI対応バーコード表示ガイド」を発行することとした。このガイドでは、GS1標準の基礎から、GS1標準と日本で使用される標準との間にはどのような差異があるのかについて解説を行っている。加えて、特に、米国UDI規制に対応する際の注意点も記載している。以下、本ガイドの内容をいくつか紹介する。

### ●個装、中箱、外箱の GTIN

医療機器の場合、日本においては、個装に GTIN-13 を設定し、この GTIN-13 を基に、中箱、外箱に GTIN-14 を設定している場合が多い。本ガイドではこれを「一致型」と呼ぶ。(図表 1 ①)

しかし、GS1 標準では、中箱、外箱に、個装とは異なる GTIN-13 を設定することも認められている。これはヘルスケア商品に限らずどのような商品でも認められているものである。個装、中箱、外箱にそれぞれ異なる GTIN-13 を設定することを、本ガイドでは「不一致型」と呼ぶ。(図表 1 ②)

図表1 個装、中箱、外箱へのGTIN設定方法の例



さらに、一致型、不一致型を混合 した形(例えば、個装と中箱にそれ ぞれ GTIN-13 を設定し、中箱の GTIN-13 を基に外箱に GTIN-14 を 設定する)で GTIN を設定すること も GS1 標準上、認められている。 本ガイドではこれを「混合タイプ」 と呼ぶ。(図表13)

輸入される医療機器については、 必ずしも一致型で GTIN が設定され てるわけではないが、これも国際標 準に則った正しい GTIN の設定であ る。したがって、読み取り側は、 GTIN-13 が設定されたものを必ず 個装として取り扱うのではなく、そ れぞれのパッケージに設定された GTIN と、入数を含めた医療機器情 報をひも付けて、データベースで管 理する必要がある。

### ●データマトリックスでの表示

日本では、医療機器へのバーコー ド表示は、主に一次元シンボルであ る GS1-128 シンボルにより行われ ている。しかし、海外では、二次元 シンボルである GS1 データマトリ ックスの利用も進められている。バ ーコードリーダの種類によっては、

二次元シンボルの読み取りができな いものもあるが、今後、GS1 デー タマトリックスによる表示が増加す ることを踏まえれば、一次元および 二次元シンボルの両方を読み取るこ とができるカメラ方式のバーコード リーダの導入が求められる。

図表2 データマトリックスの例



(17)201030(10)123 (01)14912345000016

### ● GS1-128 シンボルの総幅と高さ

GS1 標準では、GS1-128 シンボ ルの総幅は、左右のクワイエットゾ ーンも含めて 165.10mm 以内とさ れている。一方、日本の業界推奨値 は 100.00mm 以内とされてきた。 日本国内向け製品については、 100.00mm 以内の総幅とすること で問題ないが、海外からの輸入品に ついては 100.00mm を超えるバー コード表示が行われることもあるた

め、読み取り側は最大 165.10mm への対応が必要となる。

また、GS1-128 シンボルの高さ については、高い方が読み取りやす くなることから、GS1標準では最 低の高さは12.7mm とされてい る。一方、日本の業界推奨値は 10.0mm 以上とされており、GS1 標準と比較して多少小さく設定され ている。したがって、製品の出荷先 (国内または海外の別)を確認して、 バーコードの高さを決めることが望 ましい。また、国内向け製品であっ ても、読み取りの容易性に鑑み、表 示面積に余裕のある場合は、十分に 高さをとることが望ましい。

以上、本ガイドの記載内容を3 点紹介したが、このほかにも差異は 存在する。

本ガイドは、GS1 ヘルスケアジ ャパン協議会ホームページ上で公開 されるので、参照されたい。 (http://www.dsri.jp/gshealth/disclosure/gs1 healthcare rules.html)

(ヘルスケア業界グループ 前川)

# 流通システム標準に関する情報を発信/サービスを拡充

### - GS1 Japan パートナー会員制度 2016 年度活動報告-

当センターの「GS1 Japan パー トナー会員制度」は、最新のシステ ム化動向や取組み事例などの情報を 共有し、流通業界全体の情報システ ム化、標準化を推進することを目的 としている。会員数は前年度から 20 増え 118 となり、日本を代表す る大手 IT ベンダーも多数加入して いる。

発足から2年目となる2016年度 の活動を以下に報告する。

会員構成(2017年1月現在)

| 売上高          | 会員数 |
|--------------|-----|
| 10 億円未満      | 51  |
| 10 億~ 100 億円 | 26  |
| 100 億~ 1 兆円  | 35  |
| 1 兆円以上       | 6   |
| 計            | 118 |

### 活動概要

2016年度のパートナー会員制度 では、4回の定例セミナーと3回の 特別セミナー、そして見学会を開催 し、多くのご参加を頂いた。見学会 では慶應義塾大学 SFC の Auto-ID ラボの見学を行った。

また、情報共有として、定例セミ ナーごとのレポートに加えて、当セ ンターが発行している資料などの配 付を行っている。さらに、会員企業 の営業支援として、広告掲載やリテ ールテック JAPAN 内当センターブ ースへの出展を割引価格で提供して

さらに、 今年度新たに 『GS1 Japan パートナー会員ロゴマーク』 の使用許諾制度を運用開始した。こ れは、会員ロゴマークを会員が発行 するチラシ・パンフレットや名刺な どに表示できるものである。また、 センター web ページ上に、会員が 提供している製品やサービスの検索 システムを構築することを予定。

GS1 Japanパートナー会員ロゴマーク



GS1 Japan パートナー会員







Partner

### 2017年度に向けて

設立3年目となる2017年度につ いては、2016年度と同様に各種イ ベントを開催する。詳しい情報・加 入方法等は当会員制度 web ページ にて公開されている。

http://www.dsri.jp/partnership/index.htm

(GS1 Japanパートナー会員制度 事務局)

| 開催月     | イベント名       | 主なテーマ   |
|---------|-------------|---|
| 2016/7  | EPC 技術セミナー  | GS1 EPC/RFID 標準の概要<br>EPC Tag Data Standard など        |
| 2016/8  | 第 1 回定例セミナー | 軽減税率制度について 画像識別レジについて など                              |
| 2016/10 | 第2回定例セミナー   | 中間流通の情報化最新動向<br>卸のマーケティング情報化 など                       |
| 2016/11 | 第3回定例セミナー   | IT を利用した物流の効率化と展望<br>物流業界を中心とした GS1 識別コードの普及に関する動向 など |
| 2016/11 | 見学会         | 慶応大学 Auto-ID ラボ・ジャパン                                  |
| 2016/12 | EPC 技術講座    | EPC/TDS<br>LLRP/ALE                                   |
| 2017/1  | 特別セミナー      | 「原材料識別のためのバーコードガイドライン」のご紹介<br>GS1 標準による医療機器等へのバーコード表示 |
| 2017/3  | 第4回定例セミナー   | 小売業のオムニチャネル戦略<br>EC 事業者のバックオフィス業務効率化 など               |

# NTT 回線網移行、卸研報告、小売業の導入事例、軽減税率対応

# ー流通 BMS 協議会 東京・大阪でセミナーを開催ー

流通 BMS 協議会では2月14日 に東京、23 日に大阪で「2020年流 通大変革 -加速する流通 BMS 対 応の波ー」と題するセミナーをを開 催した。

このセミナーは、2019年度に予 定されている軽減税率導入につい て、および NTT 東西が 2020 年以 降、公衆回線網を IP 網に全面移行 する予定であることの2点をお伝 えし、JCA 手順などのレガシー通 信手順を使っている流通企業に対し て早めに流通 BMS に切り替えるこ とを促す目的で開催している。

今回のセミナーでは、情報志向型



(株)カスミ 山本常務取締役

卸売業研究会 (卸研)の座長 である花王グル ープカスタマー マーケティング の川口氏から花 王グループにお ける普及推進活 動について、ご 講演いただい

た。2019年度の軽減税率導入でも システム対応が必要になることを踏 まえると、18年度以前の早めの対 応が必要であることが示された。

また、カスミの山本常務取締役か ら、実際の導入への取り組みについ て講演をいただいた。モバイル革命 などによりライフスタイルが変化 し、今後ビジネスがデジタルしてい く上で、基盤整備として流通 BMS 導入の必要性をご説明いただいた。

さらに、中小企業基盤整備機構の 前田参事・清水副参事より、中小企 業が軽減税率対応のためにシステム



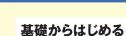
会場風景(東京)

を導入した場合に利用できる、軽減 税率対策補助金についてご紹介があ った。この制度は小売や卸が受発注 システムを改修する場合にも利用が 可能である。流通 BMS は複数税率 に対応した設計になっているため、 中小企業が導入する際にはぜひご活 用いただきたい。

※詳細な講演内容は協議会 web ペ -ジ上で順次紹介されるので参照 されたい。

(流通BMS協議会事務局)

| セミナー内容   |                           |  |  |  |  |  |
|--|---------------------------|--|--|--|--|--|
| 「INS ネット(ISDN)データ通信」終了に向けた IP への移行について                               |                           |  |  |  |  |  |
| [東京会場]NTT 東日本<br>ビジネス開発本部 第一部門 ネットワークサービス担当課長                        | 山内 健雅 氏                   |  |  |  |  |  |
| [大阪会場]NTT 西日本<br>マーケティング部 業務推進部門ネットワークサービス担当課長                       | 山下 健司 氏                   |  |  |  |  |  |
| 流通 BMS の最新動向   |                           |  |  |  |  |  |
| (一財) 流通システム開発センター 流通 BMS 協議会事務局<br>ソリューション第 2 部 新規事業グループ グループ長 主任研究員 | 坂本 真人                     |  |  |  |  |  |
| 花王グループにおける流通 BMS 普及推進活動  |                           |  |  |  |  |  |
| 花王グループカスタマーマーケティング(株)<br>カスタマートレードセンター 流通システムコラボ G チームリーダー           | 川口 和海 氏                   |  |  |  |  |  |
| 流通 BMS のメリットとトランザクショントレーサビリティへの挑戦                                    |                           |  |  |  |  |  |
| (株) カスミ<br>常務取締役 上席執行役員 ロジスティック本部マネジャー                               | 山本(慎一郎)氏                  |  |  |  |  |  |
| 流通 BMS における軽減税率対策補助金の活用  |                           |  |  |  |  |  |
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構<br>経営支援部 消費税軽減税率対策費補助金統括室                           | 参事 前田 和彦 氏<br>副参事 清水 敬広 氏 |  |  |  |  |  |



# 入門講座ご案内



当センターでは、2017年度バーコード、電子タグ(EPC/RFID)、流通BMSの各入門講座を開催しています。 初めての方にも分かりやすく説明いたしますので、是非ご参加ください。



# ド入門講座

### プログラム(13:30~15:30(※途中 10 分休憩)

国際標準の商品識別コードとして利用されている、JANコード、集合包装用商品

その他の関連情報。

①JANコード

コード体系、利用方法、JANシンボルの印刷など

②集合包装用商品コード

コード体系、利用方法、ITFシンボルなど

③GTIN (Global Trade Item Number)

④その他の関連情報の紹介

※プログラム内容につきましては、当センター迄お問い合わせ下さい。

受講対象者:これからバーコードを導入する事業者の方

商品メーカー・卸売業・小売業・IT企業・物流業など。

#### 開催日・場所

東京会場: 2017年4月19日(水)

5月10日(水)

5 月31日(水)

● 当センター会議室(東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 2F) 地下鉄 銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目」4番出口 徒歩約4分

2017年5月24日(水)

● 大阪商工会議所(大阪市中央区本町橋 2-8)

Tel: 06-6944-6268 地下鉄「堺筋本町」12番出口 徒歩 10 分 「谷町 4 丁目」4 番出口 徒歩 10 分

#### 参加方法

ウェブサイト上のお申し込みフォームよりお申し込みください。 URL: http://www.dsri.jp/seminar\_book/seminar/

お問い合わせ: 流通システム開発センター バーコード入門講座担当

Tel: 03-5414-8502 E-mail: kouhou@dsri.jp



# 電子タグ(EPC/RFID)入門講座

#### 電子タグ(EPC/RFID)入門講座について

本講座は、電子タグの特徴や国際標準、活用事例に ついて、動画を交えながら、初めての方にもわかりや すく解説します。



### 開催日・場所

### 東京会場: 2017 年 4 月 26 日(水)

● 当センター会議室(東京都港区赤坂 7-3-37 ブラース・カナダ 2F) 地下鉄 銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目」4 番出口 徒歩 4 分

受講対象者:電子タグシステムに関心のある企業の方、 特に自社業務での電子タグの利用をお考えの方。

### プログラム (13:30~16:30)

- (1) はじめに
- (2) 電子タグとは
- (3) 電子タグの活用シーンと導入事例
- (4) 電子タグシステムの導入に向けて (5) GS1 EPC/RFID標準の紹介

### 参加方法

ウェブサイト上のお申し込みフォームよりお申し込みください。 URL:http://www.dsri.jp/seminar\_book/seminar/epc\_seminar.htm

お問い合わせ: 流通システム開発センター 電子タグ入門講座担当

Tel: 03-5414-8570 E-mail: epcdesk@dsri.jp

### みんなつながる i流i的MS

# 流通BMS入門講座

#### 流通 BMS 入門講座について

<mark>本講座は、誰でも無料で参加できる講座です。流通EDIの基礎知識から流</mark> 通BMSの利用方法まで幅広く学ぶことができます。

#### 開催日・場所

### 東京会場: 2017年4月12日(水)

● 当センター会議室(東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 2F) 地下鉄 銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目」4番出口 徒歩約4分

### 大阪会場: 2017 年 4 月 19 日(水)

● 新大阪丸ビル別館 5-2 号室 大阪市東淀川区東中島 1-18-22 丸ビル別館

JR 新大阪駅東口より徒歩2分、地下鉄御堂筋線新大阪駅⑤,⑥番改札出口徒歩8分

受講対象者:これから流通業のシステムを担当する方、流通BMSの導入を検討している ユーザー企業の現場・システム部門の方。ユーザー企業をサポートする SI企業の方等

### プログラム (14:00~16:30)

第1部 14:00~15:10 流涌FDIの概要 流通EDIの基礎、流通BMSの導入メリット、最新状況など 流通BMSの基礎知識 第2部 運用プロセス、メッセージ項目、導入の流れ ガイドラインやメッセージ項目一覧の見方など

※第1部のみ、第2部のみ、の受講も可能です。

※ガイドラインとは、流通BMSの業務プロセスと各メッセージおよびデータ項目などについて解説したものです。

### 参加方法

ウェブサイト上のお申し込みフォームよりお申し込みください。 URL: http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/event/edi.html

お問い合わせ: 流通システム開発センター 流通システム標準普及推進協議会

Tel: 03-5414-8505 E-mail: ryutsu-bms@dsri.jp